

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 平成 2 8 年 4 月 1 日変更 令和 元年 7 月 1 日変更 令和 3 年 6 月 3 0 日変更 令和 4 年 4 月 1 日変更 令和 5 年 4 月 3 日変更 令和 6 年 4 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 平成 2 8 年 4 月 1 日変更 令和 元年 7 月 1 日変更 令和 3 年 6 月 3 0 日変更 令和 4 年 4 月 1 日変更 令和 5 年 4 月 3 日変更 令和 6 年 4 月 1 日変更 令和 年 月 日変更	
会計規程		会計規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第 1 章 総則 （勘定区分） 第 5 条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第 2 8 条の 5 4 及び省令第 2 条第 2 項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。 （ 1 ） <u>広域系統整備交付金交付等業務</u> （ 2 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の 2 に掲げる業務（供給促進交付金交付業務等（供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務をいう。））</u> （ 3 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 8 号の 3 に掲げる業務（交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務をいう。）</u> （ 4 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 2 項第 1 号に掲げる業務（災害等扶助交付金交付業務をいう。）</u> （ 5 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 2 項第 2 号に掲げる業務（入札業務をいう。）</u> （ 6 ） 前各号に掲げる業務以外の業務 （新設） （新設） 2 <u>前項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の</u>	第 1 章 総則 （勘定区分） 第 5 条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第 2 8 条の 5 4 及び省令第 2 条第 2 項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。 （削る） （ 1 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 1 1 号に掲げる業務</u> （ 2 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 1 2 号に掲げる業務</u> （ 3 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 2 項第 1 号に掲げる業務</u> （ 4 ） <u>法第 2 8 条の 4 0 第 2 項第 2 号に掲げる業務</u> （ 5 ） 前各号に掲げる業務以外の業務 2 <u>前項各号に掲げる経理は、第 1 号に規定する経理を「再エネ交付金交付等業務勘定」、第 2 号に規定する経理を「積立金管理業務勘定」、第 3 号に規定する経理を「災害等扶助交付金交付業務勘定」、第 4 号に規定する経理を「入札業務勘定」、第 5 号に規定する経理を「その他勘定」とする。</u> 3 <u>前項に規定する「その他勘定」は、内訳として、次の各号に掲げる業務経理を設けて区分するものとし、業務経理ごとに貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、それぞれ当該各号において定める事項を整理するものとする。</u> （ 1 ） <u>広域系統整備交付金交付等業務経理 法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 2 に掲げる業務又は同項第 5 号の 3 に掲げる業務であって、法第 2 8 条の 5 0 第 2 項に規定する認定整備等計画の実施に必要な資金について、推進機関以外の者からの借入れによる資金の調達（以下この号において「外部資金調達」という。）が困難であると認められ、かつ外部資金調達のために必要な取組を講ずるものであり、かつ、当該取組に係る計画が示されているものに係るもの及び法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 9 号に掲げる業務であって電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号）第 4 0 条の 7 第 1 号、第 2 号及び第 3 号イの要件に適合する法第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項の認定又は法第 2 7 条の 1 1 の 7 第 1 項の認定を受けた基幹送変電設備整備等計画（法第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による変更の認定又は法第 2 7 条の 1 1 の 7 第 3 項で準用する法第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係るもの</u> （ 2 ） <u>融資業務経理 法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 3 に掲げる業務であって前号に掲げるもの以外のもの、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 9 号に掲げる業務であって前号に掲げるもの以外のもの及び法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 1 0 号に掲げる業務</u> （ 3 ） <u>一般業務経理 その他勘定のうち、前各号に掲げる業務以外の業務</u> 4 <u>第 1 項の規定により区分して経理する場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理する。 第 3 章 予算及び資金 （予算の流用） 第 1 2 条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事会の決議を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 （ 1 ） （略） （ 2 ） （略） （ 3 ） （略） （ 4 ） 電源入札<u>拠出</u>金 （予算の繰越） 第 1 3 条 本機関は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。 （新設） （新設） 第 4 章 金銭の出納 <u>第 1 5 条</u> ～ <u>第 2 0 条</u> （略） 第 5 章 契約 <u>第 2 1 条</u> ～ <u>第 2 8 条</u> （略） 第 6 章 資産 （資産の区分） <u>第 2 9 条</u> 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。 2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、未収金その他これに準ずるものとする。 3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。	の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理する。 第 3 章 予算及び資金 （予算の流用） 第 1 2 条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事会の決議を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、これらの経費の間若しくは他の経費との間に相互に流用し、又はこれに予備費を使用するときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。 （ 1 ） （略） （ 2 ） （略） （ 3 ） （略） （ 4 ） 電源入札等<u>補填</u>金 （予算の繰越） 第 1 3 条 本機関は、毎事業年度、利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、翌事業年度に繰り越さなければならない。 <u>2 支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度に支出決定を終わらなかったものについて、支出予算の実施上必要があるときは、理事会の承認を受けて、これをその翌事業年度に繰り越して使用することができる。</u> <u>（資金の融通）</u> <u>第 1 5 条 本機関は、第 5 条第 3 項に規定する「広域系統整備交付金交付等業務経理」と「融資業務経理」との間に限り、資金の融通をすることができる。</u> <u>2 前項の資金の融通は、融通をする経理からその融通を受ける経理への貸付けとして整理するものとする。</u> 第 4 章 金銭の出納 <u>第 1 6 条</u> ～ <u>第 2 1 条</u> （略） 第 5 章 契約 <u>第 2 2 条</u> ～ <u>第 2 9 条</u> （略） 第 6 章 資産 （資産の区分） <u>第 3 0 条</u> 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。 2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、<u>短期貸付金</u>、未収金その他これに準ずるものとする。 3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産<u>とし、投資その他の資産は、長期貸付金その他これに準ずるものとする。</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
4（略） <u>第30条</u> ～ <u>第33条</u> （略） （新設） 第7章 負債及び純資産 （負債の区分） <u>第34条</u> 負債は流動負債及び固定負債とする。 2 流動負債は、短期借入金、短期リース債務、未払金、預り金その他これに準ずるものとする。 3 固定負債は、退職給付引当金、リース債務、 <u>電源入札拠出金</u> その他これに準ずるものとする。 <u>第35条</u> （略） 第8章 損益勘定 <u>第36条</u> ～ <u>第37条</u> （略） 第9章 決算 <u>第38条</u> ～ <u>第43条</u> （略） 第10章 雑則 <u>第44条</u> （略）	4（略） <u>第31条</u> ～ <u>第34条</u> （略） <u>（貸倒引当金）</u> <u>第35条</u> 短期貸付金及び長期貸付金の債権については、貸倒れによる損失に備えるため、 <u>第15条に規定する資金の融通のための貸付けによるものを除き、貸倒引当金を計上するものとする。</u> 第7章 負債及び純資産 （負債の区分） <u>第36条</u> 負債は流動負債及び固定負債とする。 2 流動負債は、短期借入金、 <u>1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定機関債、</u> 短期リース債務、未払金、預り金その他これに準ずるものとする。 3 固定負債は、 <u>長期借入金、機関債、</u> 退職給付引当金、リース債務その他これに準ずるものとする。 <u>第37条</u> （略） 第8章 損益勘定 <u>第38条</u> ～ <u>第39条</u> （略） 第9章 決算 <u>第40条</u> ～ <u>第45条</u> （略） 第10章 雑則 <u>第46条</u> （略）

附則（令和 年 月 日）

この規程は、令和8年12月1日又は経済産業大臣の承認を受けた日のいずれか遅い日から施行し、令和8年4月1日に始まる事業年度の予算から適用する。